

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

性感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 12 年厚生省告示第 15 号。以下「指針」という。）については、厚生科学審議会感染症部会及びエイズ・性感染症に関する小委員会における検討結果等を踏まえ、別添のとおり改正いたしました。

主な改正内容等は下記のとおりですので、性感染症対策の推進に当たっては、改正の趣旨を踏まえるとともに、管内の関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

本指針は、原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携、施策の評価及び関係機関との連携等、性感染症予防に関する総合的な施策の推進を図るために作成されたものであり、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者及びN G O等がともに連携して性感染症対策を進めていくための行動指針である。

また、本指針は、その有効性を維持確保するため、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものとしている。

第 2 主な改正事項

前文

- 性感染症について、「生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題」を「性的接触のある全ての人々における大きな健康の問題」に改める。
- 以下の内容を追加する。
 - ・ 梅毒について、性風俗産業に従事する女性及び利用歴がある男性の報告が多い一方、個人間の接触等による多様な機会を通じた感染拡大の可能性も指摘されており、我が国における発生動向の実態を把握し、それぞれに配慮した施策を検討していくことが重要であること。
 - ・ 先天梅毒も増加しており、梅毒に関する知識の普及啓発を含む予防対策の推進が必要であること。
 - ・ 我が国においては、性感染症の施策の実施において、特別な配慮を必要とする者として、生殖年齢の女性や妊婦、性風俗産業従事者・利用者、男性間で性的接触を行う者（以下「MSM」という。）等における発生動向の実態を把握し、それぞれに配慮した啓発、相談の機会や医療の提供等の対策を講じていくことが重要であること。

第一 原因の究明

- 以下の内容を追加する。
 - ・ 感染症の発生動向を把握するため、学術団体や民間企業、N G O等との連携や、匿名医療保険等関連情報データベース（N D B）等の多様な情報源の活用を進めること。
 - ・ 迅速な発生動向の把握の観点から、国及び都道府県等は、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届等の提出を促進すること。

第二 発生の予防及びまん延の防止

- 以下の内容を追加する。
 - ・ 様々な層に適した行動変容（自らの健康の問題として意識し行動を変えていくことをいう。）を促すための効果的な普及啓発を実施していくことが重要であること。
 - ・ 知識及び経験を有する医療機関、都道府県等の衛生主管部局、保健所等の従事者は、プレコンセプションケアの取組も含め、普及啓発に携わる者に対する教育及び学校現場での教育に積極的に協力する必要があること。
 - ・ 女性に対する普及啓発について、パートナーや家族からの協力・理解の促進が必要であること。
 - ・ 妊娠を希望する女性に加え、そのパートナーにおいても性感染症予防に十分留意することを促すことが重要であること。
 - ・ 検査の外部委託を可能にすること。

- ・ 普及啓発及び相談指導について、NGO等との連携を図ること。

第三 医療の提供

- 以下の内容を追加する。
 - ・ 国及び都道府県等は、国内外の知見も踏まえ、診断、治療や予防の最新の方法について、包括的かつ専門性に応じて活用可能な手引を作成し、地域に普及させるよう努めることが重要であること。
 - ・ 一般の医療従事者の教育及び研修機会の強化を図るとともに、医療従事者向けの相談体制を確保することが重要であること。

第四 研究開発の推進

- 「検査や治療等に関する研究開発の推進」を「検査、治療や予防等に関する研究開発の推進」に改める。
- 性感染症に関する各種疫学研究の強化について、「疫学者や都道府県等の協力を得る」を「疫学者、学術団体、都道府県等、民間企業及びNGO等の協力を得る」に改める。
- 「国の匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）、各自治体が実施しているサーベイランス等、多様な情報源も活用し、包括的な実態把握を進めていく」ことを追加する。

第五 国際的な連携

- 改正なし。

第六 施策の評価及び関係機関との連携

- 連携先として「こども家庭庁」を追加する。

等

第3 適用期日

公布日（令和7年11月10日）から適用する。